出

先機 関

令和 (水曜日)二月十二日

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出…………… 告 目 示 次 政健 策 福 同 課祉 : :

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に 同

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に

○漁船保険付保義務の同意を求めるための届出…………… 県下 民地 同

局域

: =

:

:

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出 (商工政策課) 県上 民地

○建設業者の許可の取消し…………

同.....

同

:

깯

局域

:

 \equiv

:

 \equiv

台右

県東 民地 民地

公営企

第百十九号

○青森県立中央病院輸液ポンプ賃貸借契約に係る一般競争入 札.....

管病

理院

課局 :

示

青森県告示第八十八号

定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定に 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、

令和二年二月十二日

より告示する。

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

みちしり調剤薬局	方ァイン調剤薬局おおわに	ワカバ調剤薬局黒石駅前店	弘前市薬剤師薬局土手町	西十一番クリニック	名
三戸郡				十和田田	称
三戸郡三戸町大字二日町一一の一	二一南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田七〇の	一番町一八二	弘前市大字土手町一八一の一	田市西十一番町四〇の三八	在
<u>~</u>	七〇の			•	地
元·二·三	元・10・元	"	元・二・三	元令 0·三	年廃 月 日止

青森県告示第八十九号

号の規定により告示する。 のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助

令和二年二月十二日

局域

:

깯

局域

:

깯

青森県知事 三 村 申 吾

ワカバ調剤薬局	名
: 剤薬局黒石駅前店	称
黒石市	所
一番町一八五	在
	地
元令 ·二和 三	年指 月
_	日定

青森県告示第九十号

偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてそ た旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告 る生活保護法」という。)第五十条の二の規定により、 の例によるものとされた生活保護法 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 (昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例によ 次の指定医療機関から廃止し

令和二年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

みちしり調剤薬局	ワカバ調剤薬局黒石駅前店	弘前市薬剤師薬局土手町	名称
三戸郡三戸町大字二日町一一の	黒石市一番町一八二	弘前市大字土手町一八一の一	所在
<i>→</i>			地
元・二・三	"	元令 二 三 三	年廃 月 日止

青森県告示第九十一号

当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号 偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてそ る生活保護法」という。) 第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担 の例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例によ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

の規定により告示する。

令和二年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

ワカバ調剤薬品	名
薬局黒石駅前店	称
黒 石 市	所
一番町一八五	在
	地
元令 : 和 : -	年指 月 日定

青森県告示第九十二号

り公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 る同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとお 漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定によ 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定によ

ŋ,

令和二年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

		六ケ所	の加 名入 称区	届
四上 五北	上 北郡·	上 北郡·	発	田
六ケ所村	北郡六ケ所村大字平	六ケ所村	起人の	出
郡六ケ所村大字平沼字	大字平沼	北郡六ケ所村大字平沼字追舘	住所	事
	字追館	但字 橋 倉 部	及 び 氏	
九 道 二 爿	本四 丸の り 作一	喜二の六	名	項
211		十令二和	期	指
	六日	一年二月	間	定漁船調
	場	書の縦		
		同所 組村 合漁	所	覧

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

令和二年二月十二日

青森県知事 三 村

申

吾

イオンタウン安原ショッピングセンター 大規模小売店舗の名称及び所在地

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 弘前市大字泉野一丁目四の二外

代表取締役 志摩 惠章	代表取締役 葛谷 悦敏 二二の二四 一巻知県名古屋市中区丸の内三丁目 三髪知県名古屋市中区丸の内三丁目 三番 (大き) で	変更前
変更なし	代表取締役 船橋 啓二東京都千代田区丸の内一丁目六のMULプロパティ株式会社	変更後
	者 (元 (元令) 代 (元·和 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	年変 月 日更

三 届出年月日

令和二年一月二十九日

兀 届出書の縦覧

1

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2

令和二年二月十二日から同年六月十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあっては、その執務時間内とする。

五. 意見書の提出

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

提出期限

令和二年六月十二日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

記載事項

3 意見書の提出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

る。

令和二年二月十二日

青森県知事 三

村

申

吾

商号又は名称 株式会社成田総合設備

 $\stackrel{-}{\rightharpoonup}$ 代表者の氏名 成田輝彦

 \equiv 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町向山東三丁目二七三六の一〇

四 許可番号 青森県知事許可 (般─二八) 第一○三七八号

Ŧī. 取消年月日 令和元年十一月二十八日

取消しに係る建設業の許可

大工工事業、塗装工事業、 防水工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許

可

七 取消しの原因となった事実

る。 により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 平成三十一年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出

建設業者の許可の取消し

る。 建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

令和二年二月十二日

青森県知事 三 村 申

吾

氏名 亀田修治 商号又は名称 亀田左官工業

三 五 四 許可番号 青森県知事許可(般—二七)第一三七二二号 主たる営業所の所在地 取消年月日 令和元年十二月二十七日 上北郡野辺地町字家ノ上三三の一三

七 取消しに係る建設業の許可

取消しの原因となった事実 土木工事業、左官工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業の許可

このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 令和元年六月二十四日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

田村土地改良区から、 定により公告する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、蓬 次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の規

令和二年二月十二日

東青地域県民局長 小 笠 原

博

理	区役
事	員の別
坂 本	氏
信義	名
東津軽郡蓬田村大字中沢字浪返一五の一	住
令和元:10・一	退任の年月日

土地改良区の役員の就任及び退任

第十八項の規定により公告する。 つ山辺沢土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、む

令和二年二月十二日

下北地域県民局長 沼 岡

健

"	"	"	"	"	理	"	"	監	"	"	"	"	"	"	理	区役
					事			事							事	員別の
室舘	斉藤	太田	小山山	木村	白井	北上	太田	高阪	成田	室舘	斉藤	太田	小山内	木村	白井	氏
義明	敏雄	智	内秀治	孝一	三郎	重顕	義秋	繁	正行	義明	敏雄	智	秀治	孝一	煎	名
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	むつ	
大字田名部字上道八七の八九	大曲一丁目八の九	/ 六の二一	金曲二丁目一三の七	金曲一丁目一一の一八	横迎町一丁目五の六	大畑町本町一七〇の一	/ 一の九	金曲二丁目六の八	栗山九の一八	大字田名部字上道八七の八九	大曲一丁目八の九	/ 六の二一	金曲二丁目一三の七	金曲一丁目一一の一八	つ市横迎町一丁目五の六	住
															<u> </u>	
"	"	"	"	"	元:10:11退任	"	"	"	"	"	"	"	"	"	元十0:六就任 令和	の年月日就任及び退任

監 事 成田 高阪 小山内清秀 正行 繁 金曲二丁目八の三 栗山九の一八 六の八

営 企

青森県立中央病院輸液ポンプ賃貸借契約に係る一般競争入札

一年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十

令和二年二月十二日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂

昭

一般競争入札に付する事項

のとおりとする。 次に掲げる物件の賃貸借期間における賃貸借料とし、その仕様等は、 入札説明書

輸液ポンプ 四百十台

賃貸借期間

減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することが ある。) 令和二年四月一日から令和七年三月三十日まで(ただし、この契約に係る予算の

納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

- 1 い者であること。 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな
- 2 札参加資格)の一のいずれかの規定により、物品の借入れの契約についてAの等 資格)の一又は平成三十一年二月十二日青森県告示第六十八号(物品等の競争入 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号(物品等の競争入札参加資 の一、平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号(物品等の競争入札参加

級に格付けされた者であること。

3

- 置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間 月二十一日施行。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措 約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契 受けていない者であること。
- 知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。 名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、 指
- 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

五.

- 1 いて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。) 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することにつ
- 提出時期等

により、審査を受けなければならない

2

- の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。 三日までに青森県立中央病院管理課長に提出しなければならず、また、申請書 入札への参加を希望する者は、申請書に関係資料を添えて、 一の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。 令和二年三月十
- 3 提出場所

青森市東造道二丁目

<u>ー</u>の

青森県病院局運営部 管理課

提出部数 一部 電話 〇一七—七二六—八〇三七

六 入札書の提出場所等

4

- 1 青森市東造道二丁目一の一 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先 青森県病院局運営部 管理課
- 2 入札書の提出期限

電話 〇一七—七二六—八〇三七

令和二年三月二十五日 午前十一時

3 開札の場所及び日時

(--)

場所 青森市東造道二丁目一の一

青森県立中央病院 三階第一会議室

七

入札保証金に関する事項 令和二年三月二十五日

号の規定により免除する。

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百三十二条第一項第二

契約保証金に関する事項

入札説明書による。

令和二年四月一日

九

落札者の決定方法 契約書の取り交わしの時期

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

十一 その他

契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

青

2

入札の無効

反した入札は、無効とする。 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違

入札書の記載方法

3

分に相当する金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切 であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち十二か月 捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当 消費税に係る課税業者

落札価格をもって各年度の契約金額とする。

5 入札手続の停止等

て停止等の措置を行うことがある。 令和二年度青森県病院事業会計予算が成立しないときは、 本件入札の手続につ

SUMMARY

to be leased and quantity o f t h Ф products

(1) Infusion pump 4 1 0 S е

Specification other products will be a n d quantity e f e Ф

Time limit t o bid explanation for tender:

2

11:00 a.m. March 25, 2020

е

ယ

Contact point for the Management Division Supply Section notic

Aomori Prefectural Governme Hospital Bureau

2-1-1 Higashitsukurimichi ity, Aomori $0\ 3\ 0 - 8$

青森市長島一丁目一 青森市長島一丁目一 番 県号

定価小口一枚ニ付十五円七十三銭 毎週月・水・金曜日発行